

オフィス光ネットサービス契約約款

(コミュファ・光電話オフィスプラス)

平成26年 1月31日

中部テレコミュニケーション株式会社

目 次

第1章 総則	1
第1条 (約款の適用)	
第2条 (約款の変更)	
第3条 (用語の定義)	
第2章 オフィス光ネットサービスの種類等	4
第4条 (オフィス光ネットサービスの種類等)	
第3章 オフィス光ネットサービスの提供区域	5
第5条 (オフィス光ネットサービスの提供区域)	
第4章 契約	6
第6条 (契約の単位)	
第7条 (契約者回線の終端)	
第8条 (オフィス光ネットサービス区域)	
第9条 (収容オフィス光ネットサービス取扱局)	
第10条 (オフィス光ネット申込みの方法)	
第11条 (オフィス光ネット申込を行うことができる者の条件)	
第12条 (オフィス光ネット申込みの承諾)	
第13条 (基本契約期間)	
第14条 (最低利用期間)	
第15条 (品目等の変更)	
第16条 (契約者回線の移転)	
第17条 (契約者回線の異経路)	
第18条 (その他の契約内容の変更)	
第19条 (契約者回線等の利用の一時中断)	
第20条 (オフィス光ネットサービス利用権の譲渡禁止)	
第21条 (契約者が行うオフィス光ネットサービス契約の解除)	
第22条 (当社が行うオフィス光ネットサービス契約の解除)	
第23条 (契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)	
第24条 (その他の提供条件)	
第5章 付加機能の提供等	10
第1節 付加機能の提供等	
第25条 (付加機能の提供)	
第26条 (付加機能の廃止)	
第27条 (付加機能の利用の一時中断)	
第2節 <削除>	
第28条<削除>	
第29条<削除>	
第30条<削除>	
第31条<削除>	

第 3 2 条<削除>	
第 6 章 端末設備の提供等	11
第 3 3 条 (端末設備の提供)	
第 3 4 条 (端末設備の移転)	
第 3 5 条 (端末設備の取り替え)	
第 3 6 条 (端末設備の一時中断)	
第 3 7 条 (契約者が行う端末設備に係る契約の解除)	
第 3 8 条 (当社が行う端末設備に係る契約の解除)	
第 3 9 条 (端末設備に係る契約の解除に伴う契約者の義務)	
第 7 章 回線相互接続	12
第 4 0 条 (当社又は他社の電気通信回線との接続)	
第 4 1 条 (相互接続点の所在場所の変更)	
第 8 章 利用中止等	14
第 4 2 条 (利用中止)	
第 4 3 条 (利用停止)	
第 9 章 通信	15
第 4 4 条 (通信利用の制限等)	
第 1 0 章 料金等	16
第 4 5 条 (料金及び工事等に関する費用)	
第 4 6 条 (利用料金の支払義務)	
第 4 7 条<削除>	
第 4 8 条 (工事費の支払義務)	
第 4 9 条 (線路設置費の支払義務)	
第 5 0 条 (手続きに関する料金の支払義務)	
第 5 1 条 (債権の譲渡)	
第 5 2 条 (料金の計算方法等)	
第 5 3 条 (割増金)	
第 5 4 条 (延滞利息)	
第 1 1 章 保守	19
第 5 5 条 (契約者の維持責任)	
第 5 6 条 (契約者の切分責任)	
第 5 7 条 (修理又は復旧の順位)	
第 1 2 章 損害賠償	21
第 5 8 条 (責任の制限)	
第 5 9 条 (免責)	
第 1 3 章 雑則	23
第 6 0 条 (承諾の限界)	
第 6 1 条 (利用に係る契約者の義務)	
第 6 2 条 (契約者以外の者の利用に係る義務)	

- 第63条 (サービスの提供範囲等)
- 第64条 (契約者回線等の設置場所の提供等)
- 第65条 (法令に規定する事項)
- 第66条 (閲覧)
- 第67条 (附帯サービス)

別記 26

- 1 オフィス光ネットサービスの提供区域
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 電気通信設備の設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 オフィス光ネットサービスにおける禁止事項
- 12 技術資料の項目
- 13 管轄裁判所
- 14 情報提供
- 15 <削除>
- 16 <削除>
- 17 特定情報サービス
- 18 特定情報サービスに係る免責

料金表 33

通則

- 第1表 料金
- 第2表 工事に関する費用
- 第3表 附帯サービスに関する料金

附則 53

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このオフィス光ネットサービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりオフィス光ネットサービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他オフィス光ネットサービスの提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則第22条の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
オフィス光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
オフィス光ネットサービス	オフィス光ネットを使用して行う電気通信サービス
オフィス光ネットサービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりオフィス光ネットサービスに関する業務を行う当社の事業所
オフィス光ネットサービス取扱所	(1) オフィス光ネットサービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりオフィス光ネットサービスに関する契約事務を行う者の事業所
取扱局交換設備	オフィス光ネットサービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
オフィス光ネットサービス契約	当社からオフィス光ネットサービスの提供を受けるための契約
オフィス光ネット申込み	オフィス光ネットサービス契約の申込み
申込者	オフィス光ネットサービス契約の申込みをした者
契約者	当社とオフィス光ネットサービス契約を締結している者

契約者回線	オフィス光ネットサービス契約に基づいてオフィス光ネットサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備とオフィス光ネットサービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
契約者回線等	(1) 契約者回線 (2) 契約者回線に付随して当社が必要により設置する電気通信設備
回線終端装置	契約者回線の終端の場所に当社が設置する装置（端末設備を除きます。）
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
収容オフィス光ネットサービス取扱局	その契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置されているオフィス光ネットサービス取扱局
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱等
引込線	契約者回線のうち、契約者回線の終端に最も近い距離にあるクロージャ（分岐装置）から当社が設置又は提供する回線終端装置までの間の線路
利用の一時中断	オフィス光ネットサービス又は付加機能に係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
オフィス光ネットサービス利用権	契約者がオフィス光ネットサービス契約に基づいて、オフィス光ネットサービスの提供を受ける権利
オフィス光ネットサービスの料金等	この約款の規定により契約者に支払っていただく料金及び費用等
オフィス光ネットサービスを全く利用できない状態	オフィス光ネットサービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
区域外線路	収容オフィス光ネットサービス取扱局が所在するオフィス光ネットサービス区域を越える地点から引込柱までの線路
ホームページ開設	契約者がホームページを使用してオフィス光ネットサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により情報の蓄積又は再生等を行うこと

電子メール	メールアドレスを利用してオフィス光ネットサービス取扱局に設置する情報蓄積装置により通信の情報の蓄積又は再生等を行うこと
固定IPアドレスサービス	IPアドレスを固定して利用するサービス
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 オフィス光ネットサービスの種類等

(オフィス光ネットサービスの種類等)

第4条 オフィス光ネットサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
オフィス光ネットサービス	オフィス光ネットを使用して行う電気通信サービス

- 2 オフィス光ネットサービスには、料金表に規定する品目及び提供の形態による区別があります。
- 3 オフィス光ネットサービスの提供は、当社がオフィス光電話サービス契約約款に定めるオフィス光電話サービス（以下「オフィス光電話サービス」といいます。）とのセットでの提供に限ります。

第3章 オフィス光ネットサービスの提供区域

(オフィス光ネットサービスの提供区域)

第5条 当社のオフィス光ネットサービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のオフィス光ネットサービス契約を締結します。この場合、契約者は、1のオフィス光ネットサービス契約につき1人に限られます。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

3 当社は、第1項により当社が設置する回線終端装置を料金表第1表(料金)に定めるところにより提供します。

(オフィス光ネットサービス区域)

第8条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところによりオフィス光ネットサービス区域を設定します。

(収容オフィス光ネットサービス取扱局)

第9条 契約者回線の取扱局交換設備は、それぞれ次の収容オフィス光ネットサービス取扱局に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容オフィス光ネットサービス取扱局
1 契約者回線の終端のある場所がオフィス光ネットサービス区域内となるもの	そのオフィス光ネットサービス区域内のオフィス光ネットサービス取扱局であつて、当社が指定するもの
2 契約者回線の終端のある場所がオフィス光ネットサービス区域外となるもの	その契約者回線の終端のある場所の近隣のオフィス光ネットサービス取扱局であつて、当社が指定するもの

2 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及びオフィス光ネットサービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、前項の収容オフィス光ネットサービス取扱局を変更することがあります。

(オフィス光ネット申込みの方法)

第10条 オフィス光ネット申込みをするときは、次に掲げる事項について、当社所定の契約申込書に記載しオフィス光ネットサービス取扱所に提出していただきます。

(1) オフィス光ネットサービスの品目等

(2) 契約者回線の終端の場所

(3) その他オフィス光ネット申込みの内容を特定するための事項

(オフィス光ネット申込を行うことができる者の条件)

第11条 オフィス光ネット申込を行うことができる者は、同時にオフィス光電話サービスに係る契約申込みを行う者に限ります。

(オフィス光ネット申込みの承諾)

第12条 オフィス光ネット契約は、オフィス光ネット申込みに対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

(2) オフィス光ネットサービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。

(3) 申込者がオフィス光ネットサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(4) その他オフィス光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(基本契約期間)

第13条 オフィス光ネットサービスには、料金表第1表(料金)の定めるところにより基本契約期間があります。

2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第23条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定によりオフィス光ネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(最低利用期間)

第14条 オフィス光ネットサービスには、料金表第1表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。

2 契約者は、前項の期間内に契約を解除する場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を一括して支払っていただきます。

ただし、第23条(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)第1項の規定によりオフィス光ネットサービス契約が解除になるときは、この限りではありません。

(品目等の変更)

第15条 契約者は、当社に対し、当社が別に定めるところによりオフィス光ネット

サービスの品目等の変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（オフィス光ネット申込を行うことができる者の条件）及び第12条（オフィス光ネット申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第16条 契約者は、契約者回線の移転を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（オフィス光ネット申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第17条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。この場合において、当社はその契約者回線を第9条（収容オフィス光ネットサービス取扱局）第1項に規定する収容オフィス光ネットサービス取扱局以外の当社が指定する収容オフィス光ネットサービス取扱局の取扱局交換設備に収容することがあります。

（その他の契約内容の変更）

第18条 当社は、契約者から請求があったとき（別記2及び別記3に定める変更を含みます。）は、第10条（オフィス光ネット申込みの方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第12条（オフィス光ネット申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線等の利用の一時中断）

第19条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線等の利用の一時中断を行います。

（オフィス光ネットサービス利用権の譲渡禁止）

第20条 オフィス光ネットサービス利用権は、譲渡することはできません。

（契約者が行うオフィス光ネットサービス契約の解除）

第21条 契約者は、オフィス光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめオフィス光ネットサービス取扱所に通知していただきます。

- 2 前項により、オフィス光ネットサービス契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。
- 3 オフィス光ネットサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、

料金表第2表（工事に関する費用）に定める工事費の支払いを要します。

（当社が行うオフィス光ネットサービス契約の解除）

第22条 当社は、第43条（利用停止）の規定によりオフィス光ネットサービスの利用を停止された契約者が、その事実を解消しないときは、オフィス光ネットサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が第43条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、第43条（利用停止）の規定にかかわらず、契約者回線等の利用停止をしないでオフィス光ネットサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、契約者において、破産、民事再生又は会社更生の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、オフィス光ネットサービス契約を解除することがあります。

4 当社は、前三項の規定によりオフィス光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

5 第1項乃至第3項の解除にあたり、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

6 オフィス光ネットサービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表第2表（工事に関する費用）に定める工事費の支払いを要します。

（契約者回線の提供ができなくなった場合の措置）

第23条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、契約者からその契約者回線等の利用の一時中断の請求があったときを除き、オフィス光ネットサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、オフィス光ネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第24条 オフィス光ネットサービス契約に関するその他の提供条件については、別記2、3、5乃至9、11、13及び14に定めるところによります。

第5章 付加機能の提供等

第1節 付加機能の提供等

(付加機能の提供)

第25条 当社は、契約者から付加機能の利用の請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

(1) 付加機能の提供を請求した契約者が、オフィス光ネットサービスの料金又は付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は付加機能を維持することが困難である等、オフィス光ネットサービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

2 付加機能の利用の請求に基づき、当社が当該付加機能の提供に係る工事を完了した日から10日後を付加機能の提供を開始した日とします。

(付加機能の廃止)

第26条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。

(1) その付加機能の提供を受けている契約者から、オフィス光ネットサービス契約の解除又は付加機能の廃止の申し出があったとき。

(2) 料金表に別段の定めがあるとき。

(付加機能の利用の一時中断)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断を行います。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

第33条 当社は、オフィス光ネットサービスの提供に必要となる端末設備を、契約者からの請求により料金表第1表(料金)に定めるところにより提供します。

2 前項の請求があったときは、第12条(オフィス光ネット申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の移転)

第34条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 前項の請求があったときは、第12条(オフィス光ネット申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

3 第1項の移転にかかる工事費用は、契約者に支払っていただきます。

(端末設備の取り替え)

第35条 当社は、端末設備の提供後、契約者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合、当社は端末設備を修理し又は取り替えるものとします。

ただし、端末設備の修理又は取り替えに過大の費用又は時間を要する場合には、当社は契約者に通知の上、契約を解除できるものとします。

(端末設備の利用の一時中断)

第36条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断を行います。

(契約者が行う端末設備に係る契約の解除)

第37条 契約者が端末設備(料金表第1表(料金)に定めるルータ装置及びP L Cアダプタに限ります。以下、本条から第39条において同じとします。)に係る契約の解除を希望する場合には、オフィス光ネットサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項により、端末設備に係る契約を解除する場合、契約者は当社所定の手続きに従うものとします。

3 契約者がオフィス光ネットサービス契約を解除しようとするときも同様とします。

(当社が行う端末設備に係る契約の解除)

第38条 当社は次のいずれかに該当するときは、端末設備に係る契約を解除することがあります。この場合、契約者は速やかに当該端末設備の返還を行うものとしま

す。

- (1) 端末設備の料金等について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 契約者がオフィス光ネットサービスの契約を解除されたとき。
- (3) 料金表に別段の定めがあるとき。

2 当社は、前項の規定により端末設備に係る契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(端末設備に係る契約の解除に伴う契約者の義務)

第39条 契約者は第37条(契約者が行う端末設備に係る契約の解除)、又は第38条(当社が行う端末設備に係る契約の解除)に定める端末設備に係る契約の解除等その他の理由により端末設備に係る契約が終了した場合は、契約者は当社が別途指定する方法に基づき、直ちに端末設備を当社に返還するものとします。この場合、端末設備の返還費用は、契約者自身で負担するものとします。

2 契約者が返還義務の履行を怠った場合は、契約者は当社に対して第61条(利用に係る契約者の義務)第2項に規定する費用を支払うものとします。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線との接続)

第40条 契約者は、その契約者回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について当社所定の書面に記載し、オフィス光ネットサービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があったときは、その接続に係る電気通信回線の利用が当社又は前項により契約者が接続を請求した当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表により制限される場合を除いて、その請求を承諾します。この場合、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証いたしません。

3 契約者は、前二項に規定する接続について、第1項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。

4 契約者は、第1項及び第2項に規定する接続を廃止しようとするときは、あらかじめ書面によりオフィス光ネットサービス取扱所に通知していただきます。

(相互接続点の所在場所の変更)

第41条 当社は、当社以外の電気通信事業者と締結する相互接続協定に基づき、オフィス光ネットサービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第42条 当社は、次の場合には、契約者回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 前条(相互接続点の所在場所の変更)の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第44条(通信利用の制限等)の規定により、契約者回線等の利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページ又は電子メールにより契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第43条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間((1)の場合は、そのオフィス光ネットサービスの料金等が支払われるまでの間)、その契約者回線等の利用を停止することがあります。

- (1) オフィス光ネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他のオフィス光ネットサービス契約のオフィス光ネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第61条(利用に係る契約者の義務)又は第62条(契約者以外の者の利用に係る義務)の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であってオフィス光ネットサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により契約者回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

第9章 通信

(通信利用の制限等)

第44条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象関係 水防関係 消防関係 災害救助関係 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

第10章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第45条 当社が提供するオフィス光ネットサービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供するオフィス光ネットサービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

3 オフィス光ネット申込みに基づき、当社が当該オフィス光ネットサービスの工事を完了した日から10日後をオフィス光ネットサービスの提供を開始した日とします。

(利用料金の支払義務)

第46条 契約者は、オフィス光ネットサービス契約に基づいて、当社がオフィス光ネットサービスの提供を開始した日(付加機能又は端末設備等についてはその提供を開始した日)から起算して、オフィス光ネットサービス契約の解除があった日(付加機能又は端末設備等についてはその廃止があった日)の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める利用料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりオフィス光ネットサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金(そのオフィス光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。)の支払いは、次によります。

(1) 第19条(契約者回線等の利用の一時中断)の規定、第27条(付加機能の利用の一時中断)の規定、第36条(端末設備の利用の一時中断)の規定、又は第43条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大12料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2) 前号のほか、契約者は、次の場合を除き、オフィス光ネットサービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、オフィス光ネットサービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのオフィス光ネットサービスについての利用料金(一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。)

<p>2 移転に伴って、オフィス光ネットサービスを利用できなくなった期間が生じたとき(契約者の都合によりオフィス光ネットサービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)</p>	<p>利用できなくなった日から起算して、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのオフィス光ネットサービスについての利用料金。</p>
---	--

- 3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

- 第48条 契約者は、オフィス光ネット申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。ただし、工事の着手前にそのオフィス光ネットサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(線路設置費の支払義務)

- 第49条 契約者は、次の場合には、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する線路設置費を支払っていただきます。ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にそのオフィス光ネットサービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) (2) 以外の場合

- ア 契約者回線の終端がオフィス光ネットサービス区域外となるオフィス光ネット申込みをし、その承諾を受けたとき。
- イ 契約者回線の終端がオフィス光ネットサービス区域外となる契約者回線について、オフィス光ネットサービスの品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- ウ 移転後の契約者回線の終端がオフィス光ネットサービス区域外となる契約者回線の移転(移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。

(2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあつては、オフィス光ネットサービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（手続きに関する料金の支払義務）

- 第50条 契約者は、オフィス光ネットサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

（債権の譲渡）

- 第51条 当社は、この約款の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

（料金の計算方法等）

- 第52条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

（割増金）

- 第53条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあつては、その免れた額の2倍に相当する額）を割増金として支払っていただきます。

（延滞利息）

- 第54条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合（閏年についても365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第 1 1 章 保守

(契約者の維持責任)

第 5 5 条 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 5 6 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、オフィス光ネットワークサービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(修理又は復旧の順位)

第 5 7 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第 4 4 条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第 1 順位又は第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	機関名
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 当社が別記 4 に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます）

3	第1順位及び第2順位に該当しないもの
---	--------------------

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第58条 当社は、オフィス光ネットサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのオフィス光ネットサービスが全く利用できない状態（一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、オフィス光ネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する次のオフィス光ネットサービスの利用料金（そのオフィス光ネットサービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（料金）に規定する利用料金（次号に規定する利用料金を除きます。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失によりオフィス光ネットサービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(免責)

第59条 当社は、オフィス光ネットサービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。

ただし、別表に定めるオフィス光ネットサービスにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 当社は、契約者がオフィス光ネットサービスを利用することにより得た情報等(コ

ンピュータプログラムを含みます。)について何らの責任も負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。

- 4 当社は、契約者がオフィス光ネットサービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 5 当社は、契約者が電子メール又はホームページ開設のために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 6 契約者がオフィス光ネットサービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の契約者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その契約者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
- 7 当社は、当社及び当社以外が提供するソフトウェア等又はその他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、遺失利益及び、間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第60条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第61条 契約者は次のことを守っていただきます。

(1)当社がオフィス光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにオフィス光ネットサービス取扱所に通知していただきます。

(2)通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。

(3)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がオフィス光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4)当社にオフィス光ネットサービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

(5)契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。

(6)当社がオフィス光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(7)他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様でオフィス光ネットサービスを利用しないこと。

(8)別記11に定める禁止事項に抵触しないこと。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したとき、若しくは電気通信設備の返還に遅滞があったときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(注) 亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとしします。

装置種別	費用の額 (1装置・1回につき)
プラン1の回線終端装置、PLCアダプタ	21,000円

(契約者以外の者の利用に係る義務)

第62条 契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、当社が次に定めるこの約款の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第55条(契約者の維持責任)

イ 第56条(契約者の切分責任)

ウ 別記の6(自営端末の設備の接続)

エ 別記の7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記の8(自営電気通信設備の接続)

カ 別記の9(自営電気通信設備に異常が有る場合等の検査)

(サービスの提供範囲等)

第63条 当社は、この約款の規定によるオフィス光ネットサービスを本邦内に限り提供します。

2 当社が提供するオフィス光ネットサービスの範囲は、契約者回線の終端から相互接続点までとします。この場合において、当社は、その相互接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

3 契約者は、当社が別に定めるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、この約款に基づきその料金を請求することを承認していただきます。

(契約者回線等の設置場所の提供等)

第64条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記5に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第65条 オフィス光ネットサービスの提供又は利用にあたり、別記6から10の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第66条 オフィス光ネットサービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定するオフィス光ネットサービス取扱所において、オフィス光ネットサービスを利用する上で参考となる、別記12に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 当社は、この約款において、当社が別に定めることとしている事項について、閲覧に供します。

(附帯サービス)

第67条 オフィス光ネットサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記16に定めるところによります。

別記

1 オフィス光ネットサービスの提供区域

オフィス光ネットサービスの提供区域は、次に掲げる県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県（富士川以西）

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、オフィス光ネットサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにオフィス光ネットサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そ

の契約者から提供していただきます。

- (2) 当社がオフィス光ネットサービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により接続を請求していただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるとき。
- (3) 当社は、(2) の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
 - ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(5) の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

11 オフィス光ネットサービスにおける禁止事項

契約者は、オフィス光ネットサービスの利用にあたり、以下の行為を行わないも

のとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為。
- (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為。
- (4) 脅迫的な行為、民族的・人種的差別につながる行為。
- (5) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為、又はこれを誘発若しくは扇動する行為。
- (6) わいせつ、児童ポルノ、猥雑若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為。
- (7) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設若しくはこれを勧誘する行為又は悪質な連鎖販売取引等。）。
- (8) オフィス光ネットサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為。
- (9) 他人になりすましてオフィス光ネットサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）。
- (10) 他の契約者等の個人情報を収集又は蓄積する行為。
- (11) 有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為。
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為。
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為。
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為。
- (15) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為。
- (16) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為。
- (17) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為。
- (18) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為。

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

13 管轄裁判所

この約款に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

14 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただく場合があります。

15 (削除)

16 (削除)

17 特定情報サービス

- (1) 当社は、契約者から当社が別に定めるところにより請求があったときは、特定情報サービス（当社が別に定める情報サービス（ソフトウェアの利用を含む）のうち、当社以外の者が、提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る特定情報利用者識別符号（特定情報サービスを利用するための英字及び数字等の組み合わせであって、当社が別に定めるものをいいます。以下同じとします。）をその契約者に付与します。
- (2) 特定情報利用者識別符号は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。
- (3) 契約者は特定情報利用者識別符号の適正な管理に努めていただきます。
- (4) 当社は、有料情報サービス（特定情報サービスのうち有料のものをいいます。以下同じとします。）の利用に係る情報サービス料（当社が別に定める料金とします。以下同じとします。）の課金を行います。
- (5) 当社は、情報サービス料については、その有料情報サービスの利用に係るオフィス光ネットサービスの利用料金に適用される料金月（料金表通則の1に規定するものとします。）ごとに集計のうえ、その契約者に請求します。
- (6) (4) 及び (5) の場合において、当社が課金及び請求する情報サービス料は、当社の機器により計算します。
- (7) 当社が別に定める期間が経過しても徴収できない情報サービス料については、有料情報サービス提供者が回収することがあります。
- (8) 当社は、特定情報サービスの提供者（以下「特定情報提供者」といいます。）からの請求があった場合は、その特定情報提供者が提供する特定情報サービスの利用者の氏名、住所等をその特定情報提供者に通知することがあります。

18 特定情報サービスに係る免責

当社は、特定情報サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

別表 オフィス光ネットサービスにおける基本的な技術的事項

オフィス光ネットサービス

品目	物理的条件	相互接続回路
100 Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T 準拠

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

1 当社は、契約者がそのオフィス光ネットサービス契約に基づき支払う料金を料金月（1の暦日の起算日（当社がオフィス光ネットサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める利用料金をその利用日数に応じて日割します。

(1) 料金月の初日以外の日によりオフィス光ネットサービスの提供の開始（付加機能又は端末設備等についてはその提供の開始）があったとき。

(2) 料金月の初日以外の日によりオフィス光ネットサービス契約の解除（付加機能又は端末設備等についてはその廃止）があったとき。

(3) 料金月の初日にオフィス光ネットサービスの提供を開始（付加機能又は端末設備等についてはその提供の開始）し、その日にオフィス光ネットサービス契約の解除又は付加機能若しくは端末設備等の廃止があったとき。

(4) 料金月の初日以外の日によりオフィス光ネットサービスの種類の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(5) 第46条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。

(6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。

3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第46条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

6 契約者は、料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。

7 契約者は、料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、支

払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、当社が請求することとなる料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第46条(利用料金の支払義務)から第50条(手続きに関する料金の支払義務)まで及び第67条(附帯サービス)の規定により料金表に定める料金、工事に関する費用及び附帯サービスに関する料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金、工事に関する費用又は附帯サービスに関する料金を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のオフィス光ネットサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容								
(1)品目等	<p>ア オフィス光ネットサービスには、次の品目があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ オフィス光ネットサービスには、次表のとおり提供の形態による区別があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのもの</td> </tr> </tbody> </table>	品目	内容	100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	区別	内容	プラン1	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのもの
品目	内容								
100Mb/s	最大100Mbit/sの符号伝送が可能なもの								
区別	内容								
プラン1	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのもの								
(2)オフィス光ネットサービス区域の設定	<p>当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、オフィス光ネットサービスの需要と供給の見込み等を考慮してオフィス光ネットサービス区域を設定します。</p>								
(3)基本契約期間内にオフィス光ネットサービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用	<p>ア オフィス光ネットサービスについては、異経路によるものを除いて基本契約期間があります。</p> <p>イ 基本契約期間はオフィス光ネットサービスの提供を開始した日より1年間（閏年の日を含む期間についても365日）</p> <p>ウ 契約者は、前項の基本契約期間内にオフィス光ネットサービス契約を解除した場合は、第46条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払いを要する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>違約金</td> <td>5,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払いを要する額	違約金	5,000円				
区分	支払いを要する額								
違約金	5,000円								
(4)契約者回線の終端がオフィス光ネットサービス区域外となる場合の定額利用料の加算額の適用	<p>契約者回線の終端がその収容オフィス光ネットサービス取扱局が所在するオフィス光ネットサービス区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）の定額利用料の加算額は、契約者回線のうち、区域外線路について適用します。</p>								
(5)契約者回線が異経路となる場合の定額利用料の加算額の適用	<p>ア 区域外線路について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路の加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>								

(6)回線終端装置及び屋内配線の加算額の適用	回線終端装置及び屋内配線の利用料は、定額利用料の基本額に含みます。																
(7)復旧等に伴い収容オフィス光ネットサービス取扱局又はその経路を変更した場合の利用料金の適用	当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧をするときに、一時的に収容オフィス光ネットサービス取扱局又はその経路を変更した場合の定額利用料（異経路の線路に係る加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の収容オフィス光ネットサービス取扱局又は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。																
(8)電子メールに係る料金等の取り扱い	<p>当社は、契約者から電子メールの利用の請求があった場合は、次により取り扱います。</p> <p>ア 当社は、1契約者回線につき、次の数のメールアドレスを割り当てます。</p> <table border="1" data-bbox="576 752 1382 882"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>5のメールアドレス</td> <td>50のメールアドレス</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1メールアドレスについて蓄積できる通信の情報量及び保存期間は、次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="576 1003 1382 1133"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> <tr> <th>標準数</th> <th>最大数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プラン1</td> <td>100Mbyte・60日間</td> <td>1000Mbyte・360日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 当社は、蓄積された電子メールの読み出しの有無に係わらず保存期間経過後、消去します。</p> <p>エ この欄による電子メールの利用に係る料金は2（料金額）に規定する付加機能利用料を適用します。</p> <p>オ メールアドレスの追加、蓄積できる通信の情報量及び保存期間の増減を行った場合は、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは当該月の最も多く利用した数に係る利用料の支払いを要します。また、利用日数に応じた日割はいたしません。</p> <p>カ 当社は、オフィス光ネットサービス契約に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、契約者のメールアドレスを変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ契約者に通知します。</p> <p>キ 契約者が送信した電子メール（当社以外の者が割り当てを行ったメールアドレスを使用するものを含みます。）について、他の電気通信事業者等から異議申し立てがあり、契約者からの転送機能を継続して行うことについて、オフィス光ネットサービスの提供に重大な支障があると当社が認める場合は、当社はその契約者からの電子メールの転送を停止することがあります。</p>	区別	内容		標準数	最大数	プラン1	5のメールアドレス	50のメールアドレス	区別	内容		標準数	最大数	プラン1	100Mbyte・60日間	1000Mbyte・360日間
区別	内容																
	標準数	最大数															
プラン1	5のメールアドレス	50のメールアドレス															
区別	内容																
	標準数	最大数															
プラン1	100Mbyte・60日間	1000Mbyte・360日間															

	<p>ク 当社は、電子メールの利用に伴い発生する損害（ウの規定により電子メールの消去を行ったことに伴い発生する損害及びカの規定により現に蓄積している通信の情報の転送の停止又は消去、若しくは電子メールの利用の廃止を行ったことに伴い発生する損害を含みます。）については、責任を負いません。</p> <p>ケ 電子メールの利用に係るその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p>
<p>(9) ホームページ開設に係る料金等の取り扱い</p>	<p>当社は、契約者からホームページ開設の提供について請求があった場合は、次により取り扱います。</p> <p>ア 当社は、1 契約者回線につき、1 ホームページアカウントを付与します。</p> <p>イ 1 ホームページアカウントについて蓄積できる情報蓄積装置の容量は次のとおりとします。</p> <p>(ア) プラン 1 の場合、50Mbytes</p> <p>ウ この欄によるホームページ開設サービスの利用に係る料金は基本額に含むものとします。</p> <p>エ 当社は、当社の電気通信設備の保守上若しくは工事上又は業務の遂行上やむを得ない理由がある場合は、現に蓄積しているホームページの情報について公開を停止又は消去することがあります。</p> <p>オ 当社は、違法な態様、公序良俗に反する態様又は当社が別に定める禁止事項に抵触する態様でこの機能を利用されていると当社が判断した場合は、現に蓄積しているホームページの情報の公開の停止を行うことがあります。</p> <p>カ 当社は、オの規定により現に蓄積しているホームページの情報の公開を停止された契約者がなおその事実を解消しない場合は、このホームページの利用の廃止を行うことがあります。</p> <p>キ エからカまでの規定により現に蓄積しているホームページの情報の公開の停止若しくは消去、又はこの機能の廃止を行う場合は、当社はあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。</p> <p>ク 当社は、契約者が一定期間ホームページの情報の蓄積を行わないときは、この機能の廃止を行うことがあります。この場合、当社は、あらかじめ契約者に通知します。</p> <p>ケ 当社は、ホームページの利用に伴い契約者が被る損害（エからカまで及びクの規定により、現に蓄積しているホームページの情報の転送の停止若しくは消去、又はホームページの利用の廃止を行ったことに伴うものを含みます。）については、責任を負いません。</p>

(10)固定 I P アド
レスサービスに関
する料金等の適用

ア 固定 I P アドレスサービスを利用した場合には、2 (料金額) に規定する付加機能利用料を適用します。

イ 当社は、1 の契約者回線につき 1 の固定した I P アドレスを付与します。

ウ 次の場合は、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。

区 別	固定料の取扱い
(ア) 固定 I P アドレスサービスの提供の開始があったとき (当該月にその固定 I P アドレスサービスの利用の廃止があったときを除きます。)	当該月分の固定料の支払いを要しません。
(イ) 固定 I P アドレスサービスの利用の廃止があったとき	当該月分の固定料の支払いを要します。

<p>(11) ルータ装置に関する料金等の適用</p>	<p>ア ルータ機能付第1種IP電話サービス対応装置及び無線LAN対応ルータ（以下、「ルータ装置」といいます。）を利用する場合には、2（料金額）に規定する定額利用料の加算額を適用します。</p>						
	<p>イ ルータ装置の利用の請求に基づき、当社が当該ルータ装置を契約者へ発送した日から10日後をルータ装置の提供を開始した日とします。</p> <p>ただし、当社が当該ルータ装置を契約者へ発送した時点において、オフィス光ネットサービスの提供を開始していない場合、オフィス光ネットサービスの提供を開始した日と同日とします。</p> <p>ウ 次の場合は、料金表通則の規定にかかわらず、ルータ装置の定額利用料の加算額の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた加算額の日割はいたしません。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="571 757 1072 795">区 別</th> <th data-bbox="1072 757 1391 795">加算額の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="571 795 1072 945">(ア) ルータ装置の提供の開始があったとき（当該月にそのルータ装置の利用の廃止があったときを除きます。）</td> <td data-bbox="1072 795 1391 945">当該月分の加算額の支払いを要しません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="571 945 1072 1019">(イ) ルータ装置の利用の廃止があったとき</td> <td data-bbox="1072 945 1391 1019">当該月分の加算額の支払いを要します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 別	加算額の取扱い	(ア) ルータ装置の提供の開始があったとき（当該月にそのルータ装置の利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の加算額の支払いを要しません。	(イ) ルータ装置の利用の廃止があったとき	当該月分の加算額の支払いを要します。	<p>エ 当社は、1の契約者回線につき1のルータ装置を提供します。</p> <p>オ 無線LAN対応ルータには、第2（手続きに関する料金）に規定する初期費用を適用します。</p> <p>カ 当社は、無線LAN対応ルータの提供に際し、停電、電力線上の電気ノイズなどの外部要因、又は天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p> <p>また、当社は、無線LAN対応ルータの契約者に対して、無線LANルータの提供に関する一切の損害賠償責任及び利用料金の減額、返還の義務を負わないものとします。</p> <p>キ 無線LAN対応ルータについては、最低利用期間があります。</p> <p>ク 最低利用期間はルータ装置の提供を開始した日より1年間（閏年の日を含む期間についても365日）とします。</p> <p>ケ 契約者は前項の最低利用期間内に無線LAN対応ルータに係る契約を解除する場合、残余の期間に対応する利用料金に相当する額を支払っていただきます。</p>
区 別	加算額の取扱い						
(ア) ルータ装置の提供の開始があったとき（当該月にそのルータ装置の利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の加算額の支払いを要しません。						
(イ) ルータ装置の利用の廃止があったとき	当該月分の加算額の支払いを要します。						

<p>(12) P L Cアダプタに関する料金等の適用</p>	<p>ア P L Cアダプタ（屋内の電源コンセントから電力線（屋内電気配線）を利用して、データ通信を行うための装置、以下、同じとします。）を利用する場合には、2（料金額）に規定する定額利用料の加算額を適用します。</p> <p>イ P L Cアダプタの利用の請求に基づき、当社が当該P L Cアダプタを契約者へ発送した日から10日後をP L Cアダプタの提供を開始した日とします。</p> <p>ただし、当社が当該P L Cアダプタを契約者へ発送した時点において、オフィス光ネットサービスの提供を開始していない場合、オフィス光ネットサービスの提供を開始した日と同日とします。</p>
---------------------------------	---

ウ 次の場合は、料金表通則の規定にかかわらず、P L Cアダプタの定額利用料の加算額の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた加算額の日割はいたしません。

区 別	加算額の取扱い
(ア) P L Cアダプタの提供の開始があったとき（当該月にそのP L Cアダプタの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の加算額の支払いを要しません。
(イ) P L Cアダプタの利用の廃止があったとき	当該月分の加算額の支払いを要します。

エ 契約者は、契約期間中にP L Cアダプタを利用することができない状態が生じた場合であっても、期間中の料金の全額を支払うものとします。

オ 契約者は、P L Cアダプタの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

(ア) P L Cアダプタを屋外へ持ち出しすること。

(イ) P L Cアダプタを第三者に譲渡し、転貸し、又は改造すること。

(ウ) P L Cアダプタを医療機器の近くに設置し、使用すること。

(エ) P L Cアダプタを当社が設置する回線終端装置と、当社がオフィス光電話サービス契約約款に基づき提供する光電話スイッチ又は光電話ゲートウェイとの間に設置し、使用すること。

(オ) P L Cアダプタに貼付された当社の所有権の表示等を除去し、又は汚損すること。

(カ) P L Cアダプタについて質権及び譲渡担保権、その他当社の所有権の行為を制限する一切の権利を設定すること。

カ 契約者又は当社は、P L Cアダプタと同じ周波数信号の高周波利用設備（アマチュア無線、短波放送、航空無線、海上無線、電波を利用した天文観測など）の近傍でP L Cアダプタを継続的に使用したことに起因して、これらの無線設備への妨害が確認された場合は、電波法に基づき妨害を除去する必要な措置をとることを命じられることがあります。

キ 当社は、P L Cアダプタの提供に際し、停電、電力線上の電気ノイズなどの外部要因、又は天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

また、当社は、P L Cアダプタの契約者に対して、P L Cアダプタの提供に関する一切の損害賠償責任及び利用料金の減額、返還の義務を負わないものとします。

ク P L Cアダプタについては、最低利用期間があります。

ケ 最低利用期間はP L Cアダプタの提供を開始した日より1年間（閏年の日を含む期間についても365日）とします。

コ 契約者は前項の最低利用期間内にP L Cアダプタに係る契約を解除する場合、残余の期間に対応する利用料金に相当する額を支払っていただきます。

(13) 長期継続利用
申出に係る料金の
適用
(得得だがね)

ア 当社は、契約者から次表の左欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、申出のあった日の翌料金月（オフィス光ネット申込と同時に長期継続利用の申出があった場合には、オフィス光ネットサービスの提供を開始した日（以下この欄において「サービス開始日」といいます。）とします。）から、サービス開始日を起算日として起算日を含む730日目の日まで、定額利用料（基本額に限ります。以下この欄においては同じとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし、料金月の初日以外の日にこの減額が開始又は終了する料金月については、同表の右欄に規定する額をその減額に係る日数に応じて日割します。

継続して利用する期間	定額利用料の減額
サービス開始日を起算日として起算日を含む730日目の日まで	定額利用料に0.15を乗じて得た額

イ アの表の左欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）にはオフィス光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

ウ 長期継続利用期間の満了前に長期継続利用に係るオフィス光ネットサービス契約の解除又は長期継続利用の廃止があった場合には、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。

区別	支払いを要する額
プラン1に係るもの	8,000円

エ 本欄の申出については、1の契約者回線につき1の申出に限ります。

<p>(14) 電子メールに係るウイルスチェック及び迷惑メール対策機能の取り扱い</p>	<p>ア 当社は、オフィス光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メール（別に定める契約者に係る電子メールを除きます。以下本欄において同じとします。）に含まれるコンピュータウイルス（以下「ウイルス」といいます。）について、当社が別に定めるソフトウェアを用いてウイルスの検知及び駆除又は削除等を行います。ただし、駆除又は削除可能なウイルスは、このソフトウェアに係るウイルスパターンファイル（コンピュータウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスとします。</p> <p>イ 当社は、オフィス光ネットサービスに係る情報蓄積装置を経由する電子メールについて、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律および特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールや、一方的に受信者に送付され一般的に受信者に不快感を抱かせる電子メールについて、当社が採用した迷惑メール判定ソフトウェアを用い、電子メールが配送された時点で当社が迷惑メールと判断する基準に基づき、配送メールのヘッダ情報及び、件名に迷惑メールであることを付記する事や、契約者へ迷惑メールの配送の防止等を行います。</p> <p>ウ 本機能は、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りの機能を有すること、その作動が中断されないこと、その作動に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他ウイルスチェック及び迷惑メール対策として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。</p> <p>エ 当社は、本機能利用に伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>						
<p>(15) 継続利用経過期間に係る料金の適用 (ちょ～割)</p>	<p>ア 当社は、オフィス光ネットサービス（(13)長期継続利用申出に係る料金の適用を受けている契約者を除きます。）の提供を開始した日を起算日として、次表の左欄に規定する経過期間に該当する場合は、定額利用料（基本額及び加算額の配線設備多重装置利用料に限ります。以下この欄においては同じとします。）について、同表の右欄に規定する額を減額します。ただし、料金月の初日以外の日はこの経過期間が開始又は終了する（経過期間の区分変更を含む。）料金月については、同表の右欄に規定する額をその経過期間の区分毎の減額に係る日数に応じて日割します。</p> <table border="1" data-bbox="576 1630 1394 1843"> <thead> <tr> <th>経過期間</th> <th>定額利用料の減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>起算日を含む366日目から730日目までの期間</td> <td>定額利用料に0.1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>起算日を含む731日目以降の期間</td> <td>定額利用料に0.15を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ アの表の左欄に規定する経過期間にはオフィス光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。</p>	経過期間	定額利用料の減額	起算日を含む366日目から730日目までの期間	定額利用料に0.1を乗じて得た額	起算日を含む731日目以降の期間	定額利用料に0.15を乗じて得た額
経過期間	定額利用料の減額						
起算日を含む366日目から730日目までの期間	定額利用料に0.1を乗じて得た額						
起算日を含む731日目以降の期間	定額利用料に0.15を乗じて得た額						

(16) パソコンセキュリティサービスに係る料金等の適用

ア パソコンセキュリティサービスを利用する場合には、2（料金額）に規定する付加機能利用料のパソコンセキュリティサービス利用料を適用します。

区 別	提供サービス
プラン1に係るもの	トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの

イ 本サービスにおいて、その他提供条件については、当社が別に定めるところ及びトレンドマイクロ株式会社とのエンドユーザライセンス契約によります。

ウ プラン1に係るものについては、料金表通則の規定にかかわらず、利用料の取扱いは次のとおりとします。また、利用日数に応じた日割はいたしません。

区 分	利用料の取扱い
(ア) パソコンセキュリティサービスの提供の開始があったとき（当該月にそのパソコンセキュリティサービスの利用の廃止があったときを除きます。）	当該月分の利用料の支払いを要しません。
(イ) パソコンセキュリティサービスの利用の廃止があったとき	当該月分の利用料の支払いを要します。

エ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除を行います。ただし、駆除可能なウイルスはウイルス検知及び駆除又は削除の実施時において、ウイルスパターンファイル（ウイルスを検知するため、各々のウイルスの特徴をパターンとしてまとめたもの）により対応可能なウイルスのみとします。

オ 本サービスは、ウイルスの検知及び駆除又は削除として完全な機能を果たすことを保証するものではありません。

カ 当社は、本サービスの利用に伴い発生する損害については、責任を負わないものとします。

2 料金額

2-1 定額利用料

2-1-1 基本額

料金種別	料金額 (1契約者回線ごとに月額)
プラン1に係るもの	6,800円

2-1-2 加算額

(1) 端末設備に係る加算額

料金種別		料金額 (1装置ごとに月額)
ルータ装置 利用料	無線LAN対応ルータ利用料	500円
PLCアダプタ利用料		400円
備考 1 PLCアダプタを利用するには、最低2装置（親機・子機）が必要となります。また、1契約者回線につき最大5装置まで利用することができます。 2 PLCアダプタは、既存の電力線（屋内電気配線）を利用してデータ通信を行うため、電気ノイズ、電力線の長さ又はブレーカの使用の影響を受けることがあります。また、近傍に強い電波を発する無線設備がある場合は、通信速度の低下、又は通信ができない場合があります。		

(2) 契約者回線の終端がオフィス光ネットサービス区域外となる場合（(3)に該当する場合を除きます。）の加算額

料金種別	料金額 (1契約者回線につき100mまでごとに月額)
区域外線路	1,500円

(3) 契約者回線が異経路となる場合の加算額

料金種別	料金額
異経路の線路	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の計算方法については、当社が指定するオフィス光ネットサービス取扱所において閲覧に供します。	

2-2 付加機能利用料

2-2-1 固定IPアドレスサービス

区分	単位	料金額（月額）
固定IPアドレスサービス固定料	1IPアドレスごとに	4,000円

2-2-2 パソコンセキュリティサービス利用料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
トレンドマイクロ株式会社が提供するセキュリティソフトウェア「ウイルスバスター月額版」のエンドユーザライセンス契約を、当社を通じて提供するもの	1 申込ごとに	4 2 0 円

2-2-3 電子メールサービス利用料

区 分	単 位	料 金 額 (月額)
メールアドレス追加利用料	標準数を越えて利用する場合で、1メールアドレス追加ごとに	1 0 0 円
メールボックス容量追加利用料	標準数を越えて利用する場合で、1メールアドレスにつき 100MB追加ごとに	1 0 0 円
メール保存期間延長利用料	180 日	1 0 0 円
	360 日	2 0 0 円

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容
(1) 手続きに関する料金の適用	契約者からの請求により、付加機能の提供、既に提供している付加機能の内容の変更又は端末設備の提供を行う場合には、2（料金額）に規定する手続きに関する料金を適用します。
(2) 手続きに関する料金の減額適用	当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金の額を減額して適用することがあります。

2 料金額

2-1 端末設備に係る手続きに関する料金

料 金 種 別	料 金 額 (1 装置につき)
無線LAN対応ルータ初期費用	1,000円

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用									
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費を合計して算定します。								
(2) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費は、次の工事について適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>オフィス光ネットサービス取扱局の交換設備又は主配線盤等における工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>回線終端装置の工事について適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 屋内配線工事費</td> <td>引込線のうち屋内に設置する部分の配線の設置又は移転の工事について適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 交換機等工事費	オフィス光ネットサービス取扱局の交換設備又は主配線盤等における工事について適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事について適用します。	ウ 屋内配線工事費	引込線のうち屋内に設置する部分の配線の設置又は移転の工事について適用します。
工事の区分	適 用								
ア 交換機等工事費	オフィス光ネットサービス取扱局の交換設備又は主配線盤等における工事について適用します。								
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事について適用します。								
ウ 屋内配線工事費	引込線のうち屋内に設置する部分の配線の設置又は移転の工事について適用します。								
(3) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付に関する工事について適用します。								
(4) 別棟配線等の場合の屋内配線工事費の適用	別棟との間の配線工事を行った場合の屋内配線工事費の額については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、別に算定する実費とします。								
(5) 契約者回線等の廃止に係る工事費の適用	オフィス光ネットサービス契約の解除に伴い、当社が提供する契約者回線等を廃止する工事について適用します。								
(6) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。								

2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額
交換機等工事費		1 契約者回線ごとに	3, 0 0 0 円
回線終端装置工事費	プラン1の場合	1 契約者回線ごとに	8, 0 0 0 円
屋内配線工事費	プラン1の場合	1 契約者回線ごとに	1 4, 0 0 0 円
契約者回線等の廃止に係る工事費			別に定める実費

備考

- 1 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱、配管工事、管路工事又は管路引込み工事等特別な工事を要する場合には、実費を支払っていただきます。
- 2 同一建物内における屋内配線及び回線終端装置の移設に係る工事費については、実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適用

区 分	内 容
(1) 線路設置費の差額負担	<p>ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにオフィス光ネットサービス契約を締結して、同一場所でオフィス光ネットサービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; gap: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 線路設置費の額 (残額がある時に限ります。) </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 新たに提供を受けるオフィス光ネットサービスの線路設置費の額 </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </div> </div> <p>イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。</p>
(2) 移転前の区域外線路の一部を使用する場合の線路設置費の適用	<p>移転後の契約者回線の終端がオフィス光ネットサービス区域外となる場合（契約者回線が異経路となる場合を除きます。）であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路に限り、線路設置費を適用します。</p>
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の適用	<p>契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。</p> <p>ア その収容オフィス光ネットサービス取扱局が所在するオフィス光ネットサービス区域内において新設した線路</p> <p>イ その収容オフィス光ネットサービス取扱局が所在するオフィス光ネットサービス区域を越える地点から引込柱までの線路</p>

2 線路設置費の額

2-1 2-2以外の場合

区 分	線路設置費の額 (1 契約者回線につき区域外線路100mまでごとに)
線路設置費	100,000円

2-2 契約者回線が異経路となる場合

区 分	線路設置費の額
線路設置費	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金
(提供なし)

附 則

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年7月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成19年12月28日までにオフィス光ネット申込みをし、平成19年7月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所においてオフィス光ネット申込みをした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及びオフィス光ネット申込みした時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

- 1 プラン1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限り。）について、土曜日、日曜日及び祝日（国民の休日に関する法律（昭和27年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日、4月30日から5月2日までの日及び12月29日から12月31日までの日をいい、以下単に祝日といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から20,000円を減額します。ただし、20,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- 2 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年8月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年11月8日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成19年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成20年1月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成20年6月30日までにオフィス光ネット申込みをし、平成20年1月1日以降にサービスの提供を開始する契約者（当社が提供する電気通信サービスを解除し、同一の場所においてオフィス光ネット申込みをした契約者（3親等以内の親族を含みます。ただし、当社が別に定める場合を除きます。）及びオフィス光ネット申込みした時点において利用期間が基本契約期間に満たないことが明らかな契約者を除きます。）には、次の特例措置を実施します。

- 1 プラン1に係る新規契約に伴う工事費（交換機等工事費、回線終端装置工事費及び屋内配線工事費の全てについて契約者が支払いを要する場合に限りです。）について、工事費の総額から25,000円を減額します。ただし、25,000円を減額した後の工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。
- 2 契約者は、この条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成20年8月15日から実施します。

（新規受付の停止）

第2条 平成20年8月15日以降、当社はオフィス光ネット申込みがあったときは、これを承諾しません。

（経過措置）

第3条 この改正規定の実施の際現に、改定前の約款により提供されているオフィス光ネットサービスの提供条件については、なお従前のとおりとします。

第4条 当社は、この改正規定にかかわらず、当社が別に定める場合には、これを承諾するものとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附則

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成26年1月31日から実施します。